組の設置（運営規定）

☆15名以上の大所帯。様々なライフスタイルに対応するための協同の形です。規定は以下の通りで、詳細は各「組」で独自に決め運営します。

第１条 「組」の定義

「組」は、地域社会に開かれた協同組合として発展させるための共同購入のシステムです。

「組」の設置目的は、高齢化社会、女性の高就業化等、変わりゆく社会状況に対してのコミュニケーションの場として、班・個配とともに共同購入活動の参加チャンネルの拡大にあります。

第２条　専任当番の定義

専任当番とは、「組」の共同購入についてリーダーシップを持つ人のことです。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→組合員活動は全員で参加することを確認します。

第３条

「組」の運営は組合員で行ないます。（組合員活動は全員で参加することを確認します。）

第４条 「組」の設置　　（書式：4-2組設置届）

「組」を設置しようとする地区は、設置届を生活クラブ生協に提出します。「組」は組合員１５名以上をもって設置し、それ以前は班として共同購入します。

第５条 「組」の解散　　（書式：4-3組解散届）

事情により「組」の活動ができなくなったとき、地区は速やかに解散届を生活クラブ生協に届け出ます。

第６条　「組」の組合員の費用負担について

「組」の運営費は「組」の組合員が負担します。負担額は有無も含め「組」で決定します。

第７条　生活クラブ生協の「組」に対する費用負担について

組合員活動の促進費用として、生活クラブ生協は「組」の毎月の実利用者数に応じて「組」活動費を負担します。負担額とルールは下記とします。

１．実利用者１５名以上２４名以下の月は利用高（チケット、展示会、利用事業、共済等、特別供給除く）の１.５％、実利用者２５名以上の月は利用高（チケット、展示会、利用事業、共済等、特別供給除く）の２％とします。

２．実利用者が１４名以下の月は、活動費の負担を停止します。

第８条 生活クラブ生協の費用負担の支払方法について

「組」に対する生活クラブ生協の費用負担は月毎に確定し支払います。

第９条　地区と「組」の関連

地区は「組」の設置、運営状況について把握し、その維持・発展をサポートします。

第１０条　その他

　運営にあたって新しい問題が発生したときは、理事会で検討し、改定します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2015年2月24日改定　2015年4月発効）

☆新規に15名以上で組結成した場合、組運営のスタート準備にかかる経費を上限4万円迄補助。

☆共同購入における組への集金支援について

・ケース企画品等の申込みについて、集金管理を組（実利用15名以上）・結に限定し支援します。